

トピックス
1. ホワイト企業への道
2. 紫陽花～父母を偲んで～



福留経営労務管理事務所
 姫路龍馬会
 社会保険労務士・行政書士
 福 留 章

龍 馬 通 信

No. 6
 2018年6月号

紫陽花～父母を偲んで～

六月の和名は「水無月」。語源は諸説あるが、旧暦六月は夏の盛りで、水も枯れ尽きるといのがどうやら本命。新暦では初夏の季語であり、梅雨の季節でもある。「紫陽花」と書いて「あじさい」。初夏の花である。最近は色々な改良された珍しい色や形のもが出回り、花屋さんの店頭を飾る。父が終の棲家とした隅居の玄関近くにあじさいが群生していた。大きなものは子どもの頭ほどもあり、淡い紫のものが多かったが、おとなし気な風情の花にも関わらず豪華絢爛であった。澄き通ったような白い雨がこの花には似合う。静かなたたずまいは見る人の心に安らぎを感じさせる。何も残さなかった父と、優しさに溢れた母が住んでいて、年に一度か二度帰省した折には随分と目の保養になった。帰り際に大きなものを二つ三つ持たされたが、やはり野にあってこそその紫陽花だ。楽しい人であった父と優しすぎる程優しくかった母の思い出がこの紫陽花の花につまっている。今年も主なき家のまわりに、花を咲かせているのだろうか。白い雨に濡れながら…。



随筆 『龍馬と私』～土佐の高知のハリマヤ橋で～

♪土佐の高知のハリマヤ橋で 坊さんかんざし 買うを見た♪ ヨサコイ節の冒頭を飾る一節である。このハリマヤ橋、少し前までは天下にとどろく三大がっかり観光地のベスト3にランクインしていた。そう、有名な割に何も無い。私が高校生の頃と言えば、もう50年も前の話だが、橋の下を堀川という小さな川が流れていた。上流の製紙工場から排出される汚水でドブ川となり悪臭を放っていた。のぞき込むとぶくぶくとメタンガスが発生していた。現在は、堀川が全長に渡って埋め立てられ、平成10年にははりまや橋公園として改修。橋の下には人工水路が設置された。平成24年には、ペギー葉山の「南国土佐を後にして」の歌碑が建てられ、一時間ごとに歌が流れ、親子くじらが潮を吹く仕組みになっている。さて、このはりまや橋の名前の由来であるが、江戸時代、高知の豪商である播磨屋と櫃屋が互いに本店が堀で隔てられていた。この両者の往来の為に架けられた私設の橋が「播磨屋橋」というわけです。播州に住んでいる者にとっては興味深い話です。竹林寺の僧、純信が恋人である鑄掛屋の娘、お馬の為に髪飾りを買ったという悲恋物語は「よさこい節」の歌で有名です。江戸時代では僧の恋愛はご法度。純信37歳、お馬は17歳。安政2年（1855年）5月19日深夜、二人は駆け落ちして笹口番所の裏道から阿波に入り、讃岐琴平の旅籠に泊まっていた所を、関所破りで捕まる。禁断の恋、そして逃避行。当時では大変な出来事だったのである。観光地としてのはりまや橋は面目を回復しつつあるが、いずれにしても昔も今もはりまや橋が老若男女のいかんを問わず、「待ち合わせ場所」には変わりがない。若い人達の恋愛が、悲劇の結末を迎えるのではなく、その愛が成就することを祈らずにはいられない。



ホワイト企業への道

長時間労働、割増賃金の不払い、過労死、パワハラ（セクハラ、マタハラ…）世にはびこるブラック企業のキーワードをあげるだけでも十指に余る。比較的大企業に多いと思われる。名高いブラック企業と言えば電通、ユニクロ、佐川急便、ワタミ、JR西日本などこれまた枚挙にいとまがない。電通など高橋まつりさんの過労死事件でマスコミを騒がせ、さしもの超一流企業も、学生が目指す就職先トップから17位までランクを下げた。しかし、その後、どうだろう。多額の資本を投下して労働条件を見直したというが、実態はさだかではない。中小企業と違って簡単には組織全体を揺るがすような事にはならない。もし中小企業で、新聞に載るようなブラックな事を発生させたら、まず求人しても、応募してくる人がいなくなってしまうだろう。改善にあてるコストも経営全体の中で厳しいものがあるだろう。それだけに、日常からできる限りのコンプライアンスを心掛けるべきだし、危機意識を持たねばならない。経営者たるもの、ゴルフ三昧や夜の銀狐、夜明けのコーヒーでは駄目なのである。およそ会社が社会に存在する由縁は、その社業を通じて社会に貢献し、社員とその家族の幸福を守らねばならないのです。ホワイト企業への道は、ここから始まります。



経営者は、従業員の身体の健康に留意し、心の健康に配慮しなければなりません。車の両輪に例えるならば、体を守るリスクマネジメント（安全）心を守るメンタルヘルスケア（衛生）。この二つの配慮義務を持つことが経営者の義務になっています。「安全」と「衛生」。いずれも現代では、その配慮義務を限りなく広く深く解釈する傾向があります。組織的、計画的運動が日常的に行われていなければなりません。安全配慮義務は、労働者保護の立場から、細かく広く規制されており、重大事故の場合には、まず結果責任（安全配慮がされていても、結果として生じた身体的損害について）が問われ、過失割合とは別の角度から捉えられている。そして残り半分の過失割合を争う結果となっている。つまり安全配慮義務にははっきりとした限界はなく、政府から出ている指針では、生産性の維持という面で相容れない面もある。「自分の身体は自分で守る」という労災防止の基本ですら会社の万全の安全配慮の存在を前提としている。万全の安全配慮といっても、どこまで、どのようにしてという困難な問題がある。何よりも大切な「安全」であるが、世の中に「絶対」はあり得ない。できる限りの安全対策と、働く人の安全意識がマッチしてこそ、絶対的な安全に近づくことになる。 (続く)



年度更新・算定基礎届のおしらせ

そろそろ年度更新・算定基礎届の季節ですね。年度更新は緑色（もしくは青色）の封筒が届いているかと思います。押印等すませていただき、用紙と必要書類をご準備ください。

《年度更新・必要書類》

- ・ H29年4月～H30年3月までに支払った賃金（全従業員分）

※29年4月1日において満64歳以上（S28年4月1日以前生まれ）の方は雇用保険料が免除されます。

《算定基礎届・必要書類》

- ・ H30年4月～6月に支給した給与 ※社会保険加入者のみ
（月別・個人別に金額がわかるもの）

★この期間中に昇給・降給・給与形態の変更した方はいませんか？

いらっしやいましたら月変が必要です。併せてお知らせください！

締月と支払月が異なる事業所さんは注意が必要です！

H29.4 払～H30.3 払をおしらせください！